

# 2つの給付金を支給します

# 臨時福祉給付金 子育て世帯臨時特例給付金

【表1】給与所得者

| 区分    | 非課税限度額<br>(給与収入ベース) |
|-------|---------------------|
| 単身    | 97.0万円              |
| 夫婦    | 148.0万円             |
| 夫婦子1人 | 190.3万円             |
| 夫婦子2人 | 235.9万円             |

【表2】公的年金等受給者

| 区分 | 非課税限度額<br>(年金収入ベース) |
|----|---------------------|
| 単身 | 65歳以上 152.0万円       |
|    | 65歳未満 102.0万円       |
| 夫婦 | 65歳以上 203.0万円       |
|    | 65歳未満 160.6万円       |

【表3】児童手当所得制限限度額

| 区分<br>(扶養親族などの数) | 限度額目安<br>(給与収入ベース) |
|------------------|--------------------|
| 子1人(1人)          | 875.6万円            |
| 夫婦子1人(2人)        | 917.8万円            |
| 夫婦子2人(3人)        | 960.0万円            |

## 臨時福祉給付金

**支給対象** 平成27年度分の市民税が課税されていない方(表1・表2参照)。ただし、生活保護受給者や課税者に扶養されている人は除きます。

**支給額** 1人につき**6,000円**

**基準日** 平成**27年1月1日**

## 子育て世帯臨時特例給付金

**支給対象** 平成27年6月分児童手当を受給している方で、26年の所得が児童手当の所得制限限度額未満の方(表3参照)

**支給額** 対象児童1人につき**3,000円**

**基準日** 平成**27年5月31日**

国海老名市給付金専用コールセンター ☎(235) 6800/平日9時～17時

制度に関するお問い合わせ(厚生労働省) **2つの給付金専用ダイヤル**

☎0570(037)192/9時～18時

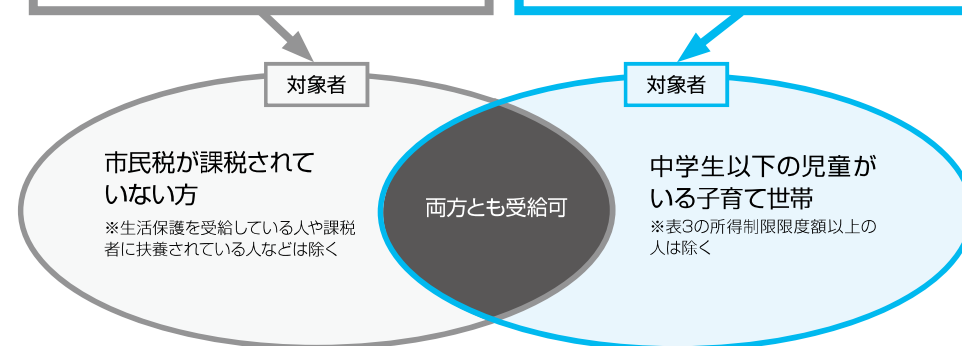
消費税率引き上げに伴い、所得の低い方や子育て世帯への影響を緩和するため、昨年度に引き続き平成27年度も「2つの給付金」を支給します。今回は、2つの給付金の要件に該当する場合、両方の給付金を受け取ることができるようになります。対象になると思われる方には、8月下旬に市から申請書を送付(公務員は勤務先から配布)します。制度の詳細は、厚生労働省ホームページまたは市ホームページをご覧ください。

## 臨時福祉 給付金

消費税率の引き上げに際し、所得の低い方々への負担の影響に鑑み、暫定的・臨時的な措置として実施

## 子育て世帯 臨時特例給付金

消費税率引き上げの影響などを踏まえ、子育て世帯に対し、臨時特例的な給付措置として実施



## ご注意ください

市や厚生労働省などの職員をかたり、世帯構成や銀行口座番号などの個人情報を照会することは絶対にありません。振り込め詐欺や個人情報の詐欺などには、十分にご注意ください。

怪しいと思った場合は、海老名警察(☎232-0110)または神奈川県警相談直通ダイヤル(☎045・664・9110/短縮ダイヤル#9110)へ。

## 留意事項

- 臨時福祉給付金は、平成27年1月1日に住民登録があった市町村で申請してください。
- 申請後の審査で決定します。申請があっても対象外の場合は給付されません。
- 市民税未申告の方は申告をしてください。

## 庁舎1階特設窓口

9月1日(火)～9月30日(水)  
平日8時30分～17時15分  
9月5日(土)・9月19日(土)  
8時30分～12時

## 庁舎3階臨時給付金事務室

10月1日(木)～12月28日(月)  
平日8時30分～17時15分  
第1・3(土) 8時30分～12時

## 受け付け

持参の場合の受け付け窓口は、次のとおりです。混雑が予想されますので、できる限り郵送での申請をお願いします。

## 申請方法

9月1日(火)～12月28日(月)に、申請書に同封している返信用封筒で返信、または直接持参してください。郵送の場合は、12月28日(月)消印有効です。内容確認後、おおむね30～60日程度で指定口座に入金します。